

令和6年度島根県観光デジタルプロモーション・マーケティング業務 提案競技仕様書

1. 目的

本県では、「ご縁も、美肌も、しまねから。」のキャッチフレーズのもと、島根ならではの強みを活かし、メインターゲットである幅広い女性層への訴求効果と、「島根創生計画」の施策KPI指標の向上効果の最大化を狙い、観光プロモーションを展開している。

令和6年度における本事業では、「認知度」や「来訪意向割合」の向上などのKPI達成に向けて、さらに効果的なプロモーションを展開するため、動画広告等を活用したデジタルプロモーションを実施するとともに、その実績や計測数値を分析し、改善点の明確化と新たなアクションに繋げるマーケティングの仕組みづくりを目的とする。

2. 委託業務名

令和6年度島根県観光デジタルプロモーション・マーケティング業務

3. 委託期間

契約締結日～令和7年3月31日

4. 委託料上限

9,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記委託料には、動画編集に係る費用、肖像権や著作権についての必要な手続き、各種許可申請手続きに係る費用など、企画提案書に基づく委託業務に係る費用全てを含む。

5. 委託業務の内容

動画広告等を活用した情報発信と来訪計測技術や広告効果による態度変容を計測する調査を組み合わせ、結果の分析と検証を行う。なお、業務の遂行にあたり、具体的な取組については、県と協議の上実施すること。

(1) 本事業に関連する施策KPI

- ・「美肌県しまね認知度」の向上
- ・「ご縁の国しまね認知度」の向上
- ・「島根県への旅行意向割合」の向上

※詳しくはこちらの島根県ホームページを参照

(島根創生計画)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanesousei/>

(しまねの観光認知度調査)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/chosa/ninchido.html>

(2) ターゲット・エリアの設定

- ・「ご縁も、美肌も、しまねから。」をキャッチフレーズに展開する県観光プロモーションのターゲットに合わせ、①幅広い年代層の女性、②ファミリー、③パートナーを中心に設定すること。
- ・首都圏の居住者を対象とする。ただし、首都圏エリアのうちどの地域を対象とするかについては、県と協議の上決定すること。

(3) 動画広告配信とランディングページの設定

① 動画及びランディングページの制作・設定

- ・ 広告用動画は、これまで本県にて制作した既存の観光プロモーション動画（別紙_一覧表）を必要に応じて加工・編集し、「ご縁も、美肌も、しまねから。」をテーマとした観光プロモーション動画として提案すること。なお、複数の動画から素材を組み合わせることは可とする。
- ・ 動画は、5(1)に示す「島根創生計画」の施策KPI指標の向上に寄与するような内容を前提とすること。
- ・ 制作する動画のパターンは以下の4テーマを基本とし、県と協議の上、決定すること。

【動画テーマ】

- ①グルメ
- ②自然
- ③歴史・文化
- ④温泉

- ・ 本事業においてターゲットとなるユーザーへの訴求点として、どのテーマが刺さるのかを比較検討できるような、動画を制作すること。なお、動画の本数は最低4本（上記4テーマ×1本）とするが、活用するプラットフォームに併せてリサイズやショートバージョンの用意なども実施すること。
- ・ 素材によっては、著作者（権者）への使用許諾が必要なものもあるため、その場合は、受託者において掲載許可の手続きを行うこと。
- ・ 動画視聴から次のアクションへ誘導するため、適切なランディングページ（以下「LP」という）を設定すること。
- ・ LPは島根県公式観光サイト「しまね観光ナビ」内の既存のページに設定することを想定しているが、「しまね観光ナビ」内に新たにLPを作成することも可能とする。その場合は、審査会において、LPの素案またはイメージを提案すること。

② 広告の運用管理

- ・ 動画広告を掲出するプラットフォームはGoogle、Instagram、YouTube、TikTokのうちいずれかを想定しているが、効果が最大化するよう各SNSについても運用を検討すること。
- ・ 過去島根県が実施した調査（島根県観光動態調査、しまねの観光認知度調査等）の分析データや参考事業(※)の結果データも必要に応じて活用し、効果的な訴求内容・配信計画を決定すること。当該データについては、県から受託者へ提供する。
- ・ 広告の手法やその組み合わせ方法は、ユーザーの態度変容・行動変容を意識し提案すること。
- ・ 広告運用の効率化と効果最大化を図るため、ターゲット設定や配信エリア、配信ボリューム等の運用設計について具体的な提案を行うこと。
- ・ 広告期間は令和7年3月31日までとする。

※ 首都圏及び関西圏の旅行関心層を対象として、YouTube動画広告の配信と来訪計測（県内32スポットで計測）を行う事業を実施した。

(4) 来訪計測調査・広告効果による態度変容を測る調査の実施

- ・ 広告配信にあたっては、位置情報計測技術等と連携させ、広告接触者のうち、実際に県内の特定のスポットを来訪した人数を、対象スポット別・ユーザー属性別に測定する工夫をすること。なお、計測地点は、交通結節点や主要観光エリア等を含めることとし、詳細は県と協議の上設定すること。
- ・ 計測にあたり、計測スポットの設定や登録作業が生じる場合、受託者側で調整の上適切に実施すること。
- ・ 広告接触者の態度変容の有無及び、島根県に対する認知度や来訪意向の変化について調査・分析することができる調査を来訪計測調査とは別に実施すること。なお、調査の方法については、審査会において手法を提案すること。

(5) 分析・改善提案業務

- ・ 広告配信および来訪計測の結果については、業務実施期間中に適宜分析しながら、改善提案をまとめた実施レポートとして、県に報告すること。
- ・ 広告配信および各種調査・分析の結果を他の観光関係データ等（県が過去に実施した調査を含む）と組み合わせて分析し、事業実施期間終了後は業務完了報告書としてレポートを作成して提出すること。加えて、県の来年度以降の広告配信方法（ターゲット、配信内容・時期 等）とプロモーション戦略について、具体的な改善案と示唆を提示すること。

6. 県との調整

- (1) 受託者は、業務遂行にあたり、県と月1回程度の定期的な打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、毎月の進捗状況を報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には、速やかに対応すること。

7. 著作権等

業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとし、制作された著作物については、著作者人格権を行使しないことを許諾すること。

8. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、動画等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- (2) その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

9. 完了報告及び成果物

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書を、委託業務完了後速やかに県に提出すること。

- (1) 委託業務に要した事業費
- (2) 委託業務の実施による成果
 - ・ 本業務で制作した動画や画像などのコンテンツデータ
 - ・ 5(5)に示すレポート一式

10. その他

- ・ この仕様書に規定するもののほか、実施にあたり疑義が生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、県が指示した場合、投稿内容・企画の変更等を行うこと。